

石川県 IT 関連企業マッチング業務に係るプロポーザル実施要領

この実施要領は、石川県 IT 関連企業マッチング業務に係るプロポーザルの実施について、参加者が留意すべき事項を記したものであり、次の事項を熟知の上、参加すること。

1 委託業務

(1) 業務名

石川県 IT 関連企業マッチング業務

(2) 業務内容

別添 1「仕様書」のとおり

(3) 委託期間

契約締結の日から令和 7 年 3 月 21 日（金）まで

2 提案上限額

4,800,000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む）

委託業務の内容の実施にかかる全ての費用を含む。

3 選考の流れ

令和 6 年 5 月 16 日（木）：公募開始、実施要領等の公表

5 月 29 日（水）：質問の提出期限（正午まで）

6 月 5 日（水）：プロポーザル参加申込書提出期限（正午まで）

6 月 12 日（水）：企画提案書の提出期限（正午まで）

6 月 19 日（水）：プロポーザル審査会の開催

6 月 下旬：審査結果の通知

4 質問の受付及び回答

本プロポーザルに関して質問のある者は、本要領に定める質問票（様式 1）により提出すること。電話での質問は受け付けない。

(1) 提出方法

以下の宛先に電子メールにより提出すること。

提出の際は、件名を「【質問票】石川県 IT 関連企業マッチング業務」とすること。

宛先：石川県産業立地課 企業誘致グループ宛（e190100@pref.ishikawa.lg.jp）

(2) 提出期限

令和 6 年 5 月 29 日（水）正午まで

(3) 回答方法

電子メールの受信後、石川県産業立地課から受信確認のメールを送付し、追って回答

のメールを送付する。なお、他の応募者に関する内容の質問については受け付けない。

5 プロポーザルへの参加条件

本プロポーザルへの参加を希望する場合には、以下（１）の資格を企画提案書の提出期限までに有していること及び以下（２）の参加申込書を期限までに提出することを条件とする。なお、期限までに提出がない場合は、本プロポーザルへの参加を認めないので注意すること。

（１）競争入札参加者資格

「平成 10 年度以降石川県が発注する物品の製造の請負、物品の購入等の契約に係る一般競争入札及び指名競争入札に参加する者に必要な資格並びに資格審査の申請の時期及び方法等（平成 9 年石川県告示第 581 号）」に基づき、令和 6 年度において競争入札参加者資格を有すると認められた者でない場合は、下記 HP を確認の上、令和 6 年 5 月 31 日（金）までに、競争入札参加者資格申請を済ませ、6 月 14 日（金）までに競争入札参加資格者名簿への登録を受けておくこと。

※令和 4・5 年度における競争入札参加者資格を取得した事業者でも新たに取得する必要があるので注意すること

- ・令和 6・7 年度における競争入札参加者資格審査申請（物品等）【随時受付】
https://www.pref.ishikawa.lg.jp/kanzai/shikaku/shikaku6-7_buppin3.html
【申請先】

石川県総務部管財課用度グループ（TEL 076-225-1262）

（２）プロポーザル参加申込書の提出

① 提出書類（以下 2 点 ア、イ）

ア 参加申込書（様式 2）

イ 会社概要及び業務実績（様式 3）

② 提出方法

以下の宛先に電子メールにより提出すること。

提出の際は、件名を「【参加申込書】石川県 IT 関連企業マッチング業務」とすること。

宛先：石川県産業立地課 企業誘致グループ宛（e190100@pref.ishikawa.lg.jp）

③ 提出期限

令和 6 年 6 月 5 日（水）正午まで

④ 備考

電子メールの受信後、石川県産業立地課から受信確認のメールを送付する。

6 企画提案書の提出

企画提案書は 1 者につき 1 案のみとし、以下の要領により関係書類を提出すること。

（１）提出書類（以下 2 点 ア、イ）

ア 企画提案書の提出について（様式 4）

イ 企画提案書（様式任意。ただし以下を条件とする。）

- ・サイズ：A4
- ・頁数：20 頁以内（表紙含む）
 - ※提案内容を分かりやすく簡潔に記載すること。
 - ※指定頁数を超える部分については審査対象外とする。
- ・文字：本文 11 ポイント以上（図や表など挿入資料の文字は除く）

以下の 項目に従い作成すること。

①業務内容に関する具体的な企画案

- ・仕様書の趣旨を踏まえ、同仕様書に示す項目を参考に整理し、提案する内容とそれに付随する事項をすべて盛り込んで作成すること。
- ・仕様書に記載した内容を原則とするが、これによらない提案も受け付ける。
- ・業務内容に当たっては、県 HP「石川県企業立地ガイド (<https://www.ishikawa-ritchi.com/>)」を参考とすること。

②作業工程

- ・業務の進め方、スケジュールに関する考え方を明記すること。

③業務実施体制

- ・予定人数を含め、担当業務ごとに詳細に記載すること。

④再委託の有無（ただし、発注者の承諾を要するものに限る。）

- ・再委託をする場合は、再委託する事業者名、住所、業務範囲、再委託の必要性、再委託の金額を記載すること。（様式不問）
- ・再委託する業務範囲、再委託の必要性については具体的に記載することとし、下記（i）～（iii）が明確に判断できるようにすること。
 - ※発注者の承諾を要する再委託の範囲は、次の区分における（ii）に限る。
 - （i）「業務の主たる部分」（業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定及び技術的判断等）・・・再委託を行うことはできない。
 - （ii）「業務の主たる部分」及び「軽微な業務」を除く業務
 - ・・・再委託に際し、発注者の承諾を要する。
 - （iii）「軽微な業務」（コピー、文書作成、印刷、製本、トレース、資料整理、計算処理、模型製作、翻訳、参考書籍・文献購入、消耗品購入、会場借上等）
 - ・・・再委託に際し、発注者の承諾を要さない。

⑤参考見積及びその内訳

- ・経費見積りは、それぞれの項目・単価・数量等を具体的に明らかにした積算内訳とすること。人件費や企画費、一般管理費などは、実費類と必ず区分して記載すること。
- ・企画書には提案者が特定できるもの（社名・個人名等）を一切記載しないこと。
- ※「企画書の表記等で提案者が特定できないようにし、公正な審査が行える環境を整える」という、本注意事項の趣旨を踏まえ、企画書を作成すること。

（2）提出形式

「6（1）提出書類」の「ア～イ」2点について、以下のとおり、「郵送」及び「電子データ」にて提出すること。

【郵送】

ア 企画提案書の提出について（様式 4） 1 部

イ 企画提案書（様式任意、A4版、20頁以内）8部

内訳：（i）提案者名の記載があるもの：2部

（ii）提案者名の記載がないもの：6部

【電子データ送付】

ア 企画提案書の提出について（様式4）

イ 企画提案書（様式任意、A4版、20頁以内）

内訳：（i）提案者名の記載があるもの

（ii）提案者名の記載がないもの

※データ量は原則10MB以内に収めること。10MBを超える場合は送信前に提出先に電話連絡すること。

(3) 提出方法

・以下の宛先にそれぞれ提出すること。

【郵送】

送付先 〒920-8580 石川県金沢市鞍月1丁目1番地

石川県商工労働部産業立地課 企業誘致グループ 宛

【電子データ送付】

宛先 石川県産業立地課 企業誘致グループ宛 e190100@pref.ishikawa.lg.jp

提出の際は、件名を「【企画提案書】石川県IT関連企業マッチング業務」とすること。

また、メール送信後に送信した旨を提出先に電話すること。

(4) 提出期限

令和6年6月12日（水）正午まで

(5) 留意事項

ア 本要領及び仕様書に示す業務委託の目的・趣旨を達成するため、提案上限額の範囲のできる限りの提案をすること。また、本件の受託者選定においてプロポーザルを採用する点に鑑み、参加事業者の専門性を活かした指摘や提案に努めること。

イ 企画提案書の作成、提出及び調査に要する費用など、全て提案者の負担とする。

ウ 期限までに書類の提出がない者については、本プロポーザルへの参加を認めない。

エ 提出後のデータの差し替えや修正は認めない。

オ 提出された書類は返却しない。

カ 石川県産業立地課から渡された全ての資料は、他に公表し、又は使用してはならない。

キ 提出書類の内容に含まれる著作権、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他日本の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっている事業手法、維持管理手法等を用いた結果生じた事象に係る責任は、すべて参加者が負うものとする。

7 説明会

本業務の企画提案を公募するにあたっての説明会は開催しない。

8 審査方法

(1) プレゼンテーション（審査会）

開催日時：令和6年6月19日（水）14時～

場 所：石川県庁行政庁舎8階812会議室

※変更があった場合は、石川県産業立地課から参加申込者に通知する。

(2) プロポーザルの審査

ア 審査方法

本プロポーザルの審査にあたっては、イに掲げる審査基準に基づき、提出された参加申込書、企画提案書、プレゼンテーション等の内容について審査を行い、最も優れた提案を行った者を委託の相手方として選定する。

プレゼンテーションの時間は30分（説明20分、質疑応答10分）とする。

なお、必要に応じて参加者へのヒアリングを別途実施する場合がある。

イ 審査基準

別添2の審査基準によるものとする。

ウ 参加者が1者の場合、算出された結果を参考とし、審査委員の協議により総合的に評価し、評価の高い提案を行ったと判断すれば、委託の相手方として選定する。

エ 選考結果については、当該企画提案書の提出者全員に速やかに書面により通知する。

オ 審査内容については公表しない。

カ 審査内容及び採点に係る質問や異議は一切認めない。

キ 次のいずれかに該当した場合は、選考対象から除外する。

- ・他の参加者と企画提案の内容等について相談を行うこと
- ・提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ・その他選考結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

9 契約の締結等

(1) 仕様書の協議等

選定した受託候補者と石川県が協議し、委託契約に係る仕様を確定した上で石川県と契約を締結する。

(2) 契約金額の確定

契約金額は、(1)により確定した仕様書に基づき改めて見積書を徴収し決定する。なお、見積金額は提案上限額を超えないものとする。

(3) その他

受託候補者と石川県との間で行う協議が整わない場合又は受託候補者が契約を辞退した場合は、審査結果において総合評点が次点であった応募者と協議する。

石川県情報公開条例に基づき、公開請求のあった公文書については、不開示情報を除き、公開を行う。

10 その他

(1) 失格要件

虚偽の記載をした参加資格確認申請書等は無効とする。また、参加要件を満たさない者又は委託業者選定までの間に参加要件を満たさなくなった者が提出した参加資格確認申請等は無効とする。

また、次のいずれかに該当する場合の提案は無効とする。

- ア 本件プロポーザル手続きについて不正を行った場合
- イ 見積書の金額及び氏名について誤脱又は判断不可能なものを提出した場合
- ウ 提案書の重要事項が適切に記述されていない場合
- エ 前各号に掲げるもののほか、競争の条件に違反した場合

(2) プロポーザル手続きの中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、本件プロポーザル手続きを中止する。この場合の損害は参加者の負担とする。

- ア 参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合において、本手続きを公正に執行することができないと認められるとき。
- イ 天災その他のやむを得ない理由により、本手続きを行うことができないとき。

(3) 参加者に求められる義務

- ア 参加者は、提出した関係資料等について説明を求められた場合は、これに応じなければならない。なお、提出された資料については、当該業務に関する目的以外には使用しない。
- イ 提案に際しては、委託先として採択されないことがある点に十分留意し、関係者とトラブルが無いようにすること。
- ウ 公正な審査を妨害する恐れのある、あらゆる行為を禁止する。

1 1 情報漏洩の禁止

受託者は、個人情報の重要性を認識し、個人情報を扱う者の倫理及び良識ある判断に基づき、個人情報の管理を徹底し、個人情報の漏洩等のないように万全の注意を払わなければならない。また、個人情報の取り扱いには、石川県個人情報保護条例を遵守すること。

1 2 遵守事項

受託者は、契約の履行にあたって、本委託業務の意図及び目的を十分に理解した上で、本県職員の指示を厳守し、誠実に実施しなければならない。

また、受託者は、受託業務の実施にあたり、関連する法律等を遵守しなければならない。